

交通誘導警備業務に係る二級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第二百七十九号）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和七年二月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正子

一 検定に係る警備業務の種別及び級

規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）に係る

二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

令和七年六月十日（火）午後二時から午後四時まで（受付時間は、午後一時三十分から午後一時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階正面入口において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

令和七年七月一日（火）午前九時から午後五時まで

なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

岐阜県瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニケーションセンター

3 受検定員

(一) 二十人

4 受検資格

岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

5 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになつた場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

法令に関すること。

車両等の誘導に関すること。

工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

車両等の誘導に関すること。

工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合

における応急の措置に關すること。

六 檢定の申請方法

1 受付期間

令和七年五月十二日（月）から同月二十三日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、受付期間中であつても、受検員に達したときは受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は認めない。

2 申請先

住所地（岐阜県内の住所地に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）	添付書類	一通
	(一) 住所地を疎明する書面（当該住所地を管轄する警察署に申請する場合に限る。） (二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）	(一) 又は (二) のうち該当するもの

4 受検手数料

一万四千円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手料については返還しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は受検を認めない。）、身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シユーズ及び警笛

なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一一一四二一四 内線三〇二一六